

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所 1 号館 2 階の市政資料室で公開しています。

.....

佐 倉 市 教 育 委 員 会 会 議 録〔会議概要〕

平成 3 0 年 2 月教育委員会会議：定例会

期 日 平成 3 0 年 2 月 2 1 日（水） 開会 午後 2 時 0 0 分
閉会 午後 3 時 4 5 分

会 場 社会福祉センター 2 階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 3 名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	上村 充美
	教育総務課長	花島 英雄	学 務 課 長	久保田宜孝
	指 導 課 長	相蘇 重晴	教育センター所長	古林 聖哉
	社会教育課長	檜垣 幸夫	文 化 課 長	鈴木 千春
	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫		
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	加藤 昌紀

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

- ・議決事項 2 件、協議事項 2 件の上程

2 報告事項

①教育長より 2 件報告

- ・ 2 月 6 日開催の校長会議、9 日開催の教頭会議について報告する。

校長会議では、主に 3 点について話をした。1 つ目は、経営の評価についてである。経営者として、自分自身を振り返りながら、常に向上しようとする志と職員個々の個性を尊重しながら教師の基本的な姿を教え、よりよい方向へ向かう組織であることが大事である。そのために、評価視点を明確にしておくことが大事だという話をした。その評価視点については、1 つ目は学校組織のマネジメント、学校評価、人材育成、教育目標の達成、地域との協働についてである。2 つ目は、指導上の課題についての対処についての評価である。学習指導、生徒指導、特別支援教育についてである。3 つ目は、法令遵守の遂行である。4 つ目は、危機管理、子どもの安全、外部からの問い合わせなどについてである。5 つ目は、業務改善の取り組みを挙げた。この 5 点を振り返りながら、

校長としての取り組み状況を点検することが大事であると。校長は重責である。教頭先生やほかの先生に意見を求めることはあるが、決断は校長であると。決断のための助言はいつでもすると話をした。

2つ目、人を育てる立場として大事にしたいことは何か。教員の感性とは、常に子どもの目線に立って心の内を察することと一つの事象の背景を察する眼力も大事だと。子どもとともに五感を働かせながら共感的理解と毅然とした指導を兼ねた対応ができることが必要だと思う。それと、管理職は職員への的確に指導し、成長の足跡を認め、めり張りのある業務を展開していくことが大事であるという話をした。

大きな3点目は、職員管理が円滑な組織とは何かということである。1つ目は、管理職の指示は部下職員に3割しか届いていないことを認識していくこと、繰り返しながら指導していくことにちゅうちょしないことだという話をした。2つ目は、職員の適性と能力が生かされた実践を展開しているかどうか。3つ目、職員の過ちを学校全体のことと捉えているかどうか。4点目は、管理職が危機管理上の課題を見過ごす、見逃すことなく、毅然と対応しているかどうか。この辺のところが円滑な組織かどうかの評価点になるという話をした。

次、教頭会議については主に2点話をした。1つ目は、経営目標の達成のための組織運営について話をした。教育目標を達成するために、いかに組織的に教育活動を推進するか、どの学校も組織力が問われている、しかし組織の機能は急に円滑にいくものではない。経験も違う、環境も違う学校で勤務していた先生方の集団であるので、共通の価値、共通の目的を与えて実践することは大変な労力が必要であること、一方管理職の手腕を発揮するチャンスでもある、重要なことは課題把握と解決策、実行と進行管理、先生方に対して共通の価値と目的について説得力のある発信をしていくことが大事であるという話をした。持論だけでは難しい。相手の置かれている状況やその場の展開を見ながら組織を運営していくことが必要であると話をした。

2つ目、子どもの心を耕す指導者の心得とはという話をした。教員の感性とは常に子どもの目線に立って心の内を察する、これは校長会議でもお話ししたことだが、読むこと、一つの事象の背景を察すること、子どもとともに五感を働かせながら共感的理解、一方毅然とした指導を兼ねた対応ができることということである。それと、管理職は職員への的確に指導し、成長の足跡を認め、めり張りのある業務を進めていくということ。このことが先生方の意欲喚起につながり、子どもの指導や成長につながる重要な要素であるという話をした。

②平成30年度佐倉市当初予算（案）の概要について【教育総務課長】

平成30年度佐倉市当初予算（案）の概要について報告する。

まず、1ページ、こちらは、会計別の予算総括表となっている。一般会計と6つの特別会計について、平成30年度と29年度との予算額を比較したものである。一般会計総額については、481億1,100万円で、前年度予算と比較すると12億1,900万円の増となっている。

続いて、2ページ、一般会計歳入の款別の集計表である。10款の地方交付税が約13億円と大幅に増加しているが、これは平成29年度予算において地方交付税が過年度分普通交付税の錯誤措置分として返還され、28年度から大幅な減少となっていたことから、相対的に平成30年度の普通交付税の交付見込み額が大幅に増額した形となったものである。

続いて、18 款の繰入金が約 11 億円大幅に減少しているが、これはただいまの平成 29 年度における普通交付税の大幅な減少見込みに対して財政調整基金からの繰り入れを増額していたことから、相対的に平成 30 年度の財政調整基金からの繰入額が大幅に減少した形となったものである。

続いて、3 ページ、一般会計歳出の款別集計表である。9 款教育費は構成比 12.7%、60 億 9,904 万 9,000 円で、前年と比べると 4 億 7,990 万 1,000 円、8.5%の増となっている。これは、主に小中学校の施設改築・改造事業、歴史的建造物保全整備事業や根郷公民館、市民音楽ホール施設改修工事等の増額が大きな要因となっている。

続いて、4 ページから 15 ページにかけ、教育委員会の主要事業を抜粋したものとなっている。こちらについては、1 月の教育委員会議で議決いただきました内容でもあるので、説明は省略をさせていただく。

③平成 29 年度市民意識調査報告書について【教育総務課長】

平成 29 年度市民意識調査報告書について報告をする。

教育委員会の審議の活性化においては、地域住民の意向を把握することが大変重要であることに加え、次期教育ビジョンの策定、後期推進計画などの見直し、策定、点検評価報告書の指標などに当該調査報告書を活用する観点から報告をさせていただくものである。

資料を 2 つ用意しているが、厚いほうの資料がホームページにおいて公開された本調査報告書から教育・産業に関する部分を抜粋した資料である。もう一つの薄いほうの資料については、本調査報告書をもとに分析を加えた資料である。今回は、こちらの薄いほうの資料をごらんいただきたい。

それでは、資料の 1 ページ、本調査については、市長部局の企画政策課において佐倉市に住民登録のある 18 歳以上の方を無作為に抽出し、毎年調査を実施しているものである。また、市の取り組み等に対する市民の意見等を施策の実施、評価の参考にすることにより行政サービスの向上や総合計画が目指す将来像の実現を図るために実施しているものである。

今年度の調査では、調査の種類を 4 グループから 3 グループに集約し、調査ごとに 1,200 枚、合計で 3,600 枚を配布しており、前年度比 1,200 枚の減となっている。有効回収率については 30.40%となっており、前年度比約 5 %の減となっている。

続いて、資料の 2 ページ、こちらについては、「佐倉市の教育において今後重点的に実施すべき取り組みは何だと思うか」という質問の調査結果である。1 人につき複数回答可能の調査となっている。今年度の調査結果を踏まえ、過去 2 年間と比較し、特に関心の高い取り組みを太枠で示している。

まず、青枠の部分について説明をする。青枠の 7 番、8 番、9 番、13 番、15 番、合計 5 つの取り組みについては、平成 29 年度の調査で回答が減少したものの、引き続き高い水準を示す取り組みとなっている。

続いて、赤枠の部分について説明をする。赤枠の 11 番、「発達に課題のある子どもたちへの支援の充実」については、3 年間を比較し、市民の意識が高まっている取り組みである。

続いて、資料 3 ページ、こちらは 2 ページの資料をグラフ化したものである。

続いて、資料の 4 ページ、こちらについては、先ほどの資料 2 ページにおいて太枠で示した市民の関心が特に高い 6 つの取り組みに対して、現在佐倉市教育委員会が取り組

んでいる事業の取り組み状況をあらわしている。特に関連が強い事業を赤字で示している。こちらの資料からうかがえることは、現在教育委員会が取り組んでいる事業については市民の意見、要望の高まりの中でも新規、重点事業として着手しており、おおむね対応できていると関連づけることができるが、引き続き各所属においては、本調査結果を踏まえながら事業に取り組んでいく予定である。

最後に、5 ページ、こちらについては、「平成 29 年度市民意識調査報告書の教育等に関する自由意見に関連した事業の取り組み状況」である。自由意見については、社会教育施設、学校施設の整備や学習意欲の向上についてに関することが意見として寄せられていたので、ご確認のほどよろしく願います。

最後に、その下の項目について、「市民意識調査報告書などの活用方法」についてである。先ほども冒頭で申し上げたが、事務局としては次期教育ビジョンの策定、後期推進計画などの見直し、策定、点検評価報告書の指標や各課の事務事業の改善の観点から、当該調査報告書の意見、要望のみならず、日ごろの事務事業の中で寄せられた意見、要望に対しても現状分析を行い、早急に対応できるものと総体的、長期的な視野で対応するものを精査しながら、時代の要請に応じた佐倉ならではの教育を目指していきたいと考えている。

④学校関係表彰について【学務課】

印旛地区教育委員会連絡協議会で実施した平成 29 年度の教育功労者表彰受賞者について報告をする。

今年度は2月2日金曜日に成田市の印旛教育会館で開催され、全体で 27 名が受賞された。佐倉市からは、お手元の資料にあるとおり 5 名の先生方が受賞された。4 名の校長先生方は、印旛教育に多大なる貢献をされた方として受賞をされ、教諭の奥永先生については特別支援教育に関して有益な研究をし、印旛教育に貢献したものとして受賞をされた。

⑤楽しい科学教室について【指導課】

楽しい科学教室について報告する。

1 月 27 日の土曜日、志津コミュニティセンター大ホールにおいて楽しい科学教室を開催した。今年度は、元 JAXA 国際部参事の辻野照久氏から「これからの宇宙利用」と題してご講演いただいた。小学生には若干難しい内容も含まれていたかとは思っているが、宇宙に関心の高い子どもたちが集まり、夢が膨らんだといった内容の感想もあった。昨年度とほぼ同じぐらいの申し込みがあったわけだが、当日インフルエンザ等の影響もあり、約 170 名の方々にご参加をいただいた。

来年度の楽しい科学教室については、時期、内容等もまた検討してまいりたいと思っている。

⑥佐倉市民文化祭について【文化課長】

佐倉市民文化祭について報告する。

平成 29 年度の市民文化祭は、昨年 9 月 30 日に市民音楽ホールにおいてオープニング行事を行い、この日より約 2 カ月間にわたり市内 26 会場、21 の主催事業と 2 つの協賛事業を行ったところである。資料 1 ページがオープニング行事と主催事業の内容となり、オープニング行事の参加者は 1,049 人、主催事業の参加者は 1 万 4,989 人、合わせて 1 万 6,038 人である。

また、2 ページに協賛事業として 2 事業あるが、こちらでは 212 人の参加があった。

トータルすると文化祭全体の参加者数は1万6,250人となり、昨年、前年度と比べると1,366人の増加となっている。

皆さん自身の練習や活動の成果を発表されたり、またその発表や作品を鑑賞したりと毎年多くの市民の皆さんにご参加いただいているところであるが、今回も特に大きな事故もなく、無事に開催することができた。

⑦いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況について報告する。

1月末日時点でのいじめの認知件数は、小学校が183件、中学校が101件、合計で284件の認知件数が報告されている。昨年度の同時期と比較をすると、小学校では49件の減少、中学校では24件の増加である。いじめの内容としては、冷やかしやからかいなどの言葉によるものが先月同様に6割以上を占めている。1月末の報告では、前回と同様に複数の子どもたちから1人の子どもをターゲットにした形のいじめ事案が複数件報告されている。また、物隠しや別の子どもの名前を使ってラブレターを渡したりとかというような感じで、ちょっと特定がされにくいようないじめの報告などがあつた。あと、ちょっと小突いたりとか軽く蹴ったりというような暴力を伴う案件なども若干報告をされている。また、一度解消された案件が再び起きてしまったというケースも何件か報告された。学年別に認知数件を調べたところ、小学校5年生が1月に発生した案件のうち約4割を占めていた。先日の総合教育会議の中でご指導いただいた各学校の認知差については、前回行われた校長会議、教頭会議でも触れさせていただいたが、今後もしじめに対するアンテナ、こちらを高く持ち、事案の早期発見と即日対応を徹底していきたいと思う。

⑧感染症について【指導課長】

感染症について報告する。

1月16日から2月19日までの状況であるが、初めに市内のインフルエンザの状況についてお伝えする。この1カ月間で2,375名が罹患して、幼稚園1園が園閉鎖を行った。それから、1園20小学校8中学校で107の学級閉鎖があつた。また、そのほかにも1園1小学校では3つの学年閉鎖も行われたということである。今週に入り学級閉鎖のほうは一気に減少傾向となり、現在は3小学校の3学級で学級閉鎖を行っているという状況である。インフルエンザについては、今年度の2月19日までの総罹患数を見ると3,362名出ており、実はこの数は一昨年度すごくインフルエンザが多かった年なのだが、その状況をほぼ上回る可能性が高い大流行という形で見ることができると思われている。せんだっての校長会議、教頭会議において繰り返しインフルエンザに対する予防、それから手洗い等の徹底について依頼をしたところであるが、今後も引き続き注意していきたいと思っている。また、ほかの感染症の状況としては、感染性胃腸炎が55名、溶連菌感染症が46名で、集団発生の報告はなかった。

⑨根付展について【文化課長】

根付展について報告する。

「高円宮家所蔵根付展一てのひらの小宇宙」について、開館日数26日間で総数8,034人と大変大勢の方にご来場いただき、好評のうちに終えることができた。また、展覧会初日に市民音楽ホールで開催した高円宮妃久子殿下による記念講演会についても606名と大勢の方にご参加いただき、大変好評であつた。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加をする。

今週は第8週になるが、インフルエンザのピークは第5週で、1月の28日の週であった。このときに、定点当たり 75.54 であった。第6週が 66.25 まで下がり、先週、第7週は定点当たり 33.96 まで下がり、もう半分になった。例年ピークが過ぎたら大体そのまま減少して再ピークはないはずだが、ことしはウイルスの状態がちょっとわからないので、ひょっとしたらもう一回ぶり返すかもしれないが、その辺は注意していただいて、うがい、手洗い、マスクの着用をそれぞれインフォメーションしていただいているようなので、これは引き続きお願いしたいと思う。

あと、感染症胃腸炎とか溶連菌に関しては、大した増加はない状況である。

それで、途中B型がほとんどだったのだが、最近またA型が少し増えてきて、これもちょっと珍しい傾向だが、ただ注意していただくことは、AとBも一緒なので、引き続き学校のほうに注意喚起をお願いしたいと思う。

【委員1名より】

まず、市民意識調査について、概要の2ページ目の回答数だが、これは次の3ページ目も同じで、実数で報告されている。パーセントではないので、そうすると有効回答数が28年と29年で数が違っているが、その辺の単純比較はできるのか。基本的なところである。ちょっとお聞きしたいがどうなのか。それで減ったりふえたりというのは一概には言えないのではないかなと思うが、その辺はいかがなのか。

【教育総務課長】

確かにその年により回収率とかも違うので、この数字でどうだというのは、委員おっしゃるとおりこれだけの数字をもって言うのはちょっと厳しいのかなというところがあるが、ただ数的には比較的関心の高い活動ということで、関心の高い項目だというふうに考えている。

【委員1名より】

それから、概要版ではないが、ホームページに出ている4ページ、佐倉と志津の回答数について、それがほとんど同じだが、329 と 343、これ人口比からいうと圧倒的に志津のほうが悪いのではないかなという、その辺の傾向はどうなのか。もっと人口比からすれば志津の回答数がふえてもいいのではないかなという、そういうような疑問が一つあった。難しいと思うが、その理由はどうなのか。

【教育総務課長】

済みません。理由のほうはちょっとはっきりとはわからない部分があるが、ただ私も実施機関でいうと志津地区と佐倉地区のほうも回答率が高いというような形になっているので、その地区の特性というか、新しい住民の方が多い地区や昔からの住民の方が多い地区によってその回答の人数だとか、そういったものが変わってきているのも一つの原因なのかなというふうには考えている。

【委員1名より】

回答を得る方法とか広報の仕方とかということでもまず変わってくると思う。ちょっとこれを見てもう少し志津地区の回答を得ることを頑張ってもらいたいという感じがある。その辺ひとつ何か工夫をしていただければと思う。

【教育総務課長】

企画政策課とも協議をして、工夫のほうさせていただきたいと思う。

【教育長職務代理者】

関連していうと、やはり人口比からこの 1,200 枚がどういう形で配布されているかというのは、実は大きな課題である。それに応じた返答率というのか、そういう計算をしないと本来はうまくいかないと思う。

【委員 1 名より】

予算の空調のところについて、6、7 ページ、それから幼稚園も含めて 8 ページについて、これ小学校が 31 年度、中学が 32 年度に整備するということになっている。そうすると、総事業費の下に平成 43 年度までの記述があるが、これはその後のランニングコストとかを含めての年度でしょうか、それとも整備だけで終わっているのだしたら、もう 43 年度まで総事業費というのを考える必要があるのか、ちょっとその辺教えていただけるか。

【教育総務課長】

今回の空調の整備に関しては、PFI 方式という民間の技術だとか資金を使う方法で整備のほうを予定しており、こちら年数としては 13 年というところを予定している。実際その空調の耐用年数が 13 年ということなので、当初かかる金額をその 13 年で均等に払っていきこうと、そういうような支払い方法を想定しているので、年度的には 31 年から 43 年度までというふうな記載になっている。

【委員 1 名より】

わかりました。では、例えば小学校の場合は 43 年度まで、その 13 年間で 17 億 6,000 万かかると、そういうことでよいか。

【教育総務課長】

はい、そのとおりである。

【教育長職務代理者】

この意識調査の報告書でちょっと気がついたことを申し上げたいと思うが、本編の 20 ページのその問 21、佐倉学を知っていますかという問いについて、知っているが 21%、内容は知らないが聞いたことがあるというのが 28%、そういった数値が出ている。それから、同じような傾向が 32 ページ、これは必ずしも教育委員会プロパーではないが、問 45、400 年記念事業を知っていますかという問いについて 61%が知らない。つまり 2 つ目は教育委員会プロパーではないが、我々佐倉学進めているよ、あるいは 400 年事業を実施しているよというのはよく使うし、それで何か市民の皆様によく伝わっている感覚を持っているが、実は余り伝わっていないのではないかな。その辺のことを考えると、広げてというと、事業の内容あるいはその狙いとか何かをもっときちんとというか、濃密にインフォメーションしておくことが必要だなという、そんなことが感じられる。今後少し対策を考えたほうがよろしいのではないかなという、これは私の感想である。

3 議決事項

議案第 1 号 佐倉市学校歯科医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：既に昨年の 2 月に教育委員会議定例会において平成 29、30 年度の学校歯科医の

委嘱議案については議決をいただいているが、今回佐倉市立井野中学校の学校歯科医をお勤めいただいていた宝田一郎先生からご都合により井野中学校の学校歯科医を今年度で退任したい旨の申し出があった。これに伴い、後任について印旛郡市歯科医師会佐倉地区理事に推薦を依頼したところ、1 ページのとおり、学校歯科医委嘱候補者として青野淳子先生の推薦があった。期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。

《議決結果》

可決

議案第 2 号 佐倉市立公民館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：この議案については、佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の改正後、平成 29 年 12 月の教育委員会議において協議事項とさせていただいた。その後、規則第 6 条の開館時間のただし書きで午後 10 時まで開館することができるとの規定を実際の運用に合わせた午後 9 時までとする変更については、意見公募手続を行ったが、意見はなかった。また、1 月 24 日に開催された公民館運営審議会でもご意見をいただき、2 月 1 日より各公民館において公民館使用料の説明会を行っている。使用料のほか、減免関係についても行っている。議案内容については、12 月の協議内容からの変更はなかった。本日審議をいただき、議決をいただいた後、公布となるが、使用料の減免及び還付については 7 月 1 日以降の適用となる。

資料の 1 ページは、規則の改め文となる。

なお、3 ページから 6 ページには新旧対照表があるので、あわせてごらんいただければと思う。

まず、第 1 条は、条例改正により委任規定が条例第 13 条となったので、整理を行う。

第 4 条は、現在の使用の申し込み及び許可を規定として整理するものである。

第 6 条は、開館時間でのただし書きで、午後 10 時まで開館することができる規定を実際の運用に合わせた午後 9 時までに変更するものである。

次の第 7 条から第 16 条については、2 条ずつ繰り下げるとともに、規定条数の整理を行う。

次の第 6 条の次に 2 条を加える。第 7 条では、使用料の減免について、使用料の減免基準を規定する。

1 ページから 2 ページにかけ、5 つの号があるが、さきの協議と同様である。

2 ページの中段となるが、第 8 条は使用料の還付である。条例第 10 条に市長が特に必要があると認めたときは還付することができるとして規定しており、その内容を使用者の責めによらない理由、実際施設上の都合、設備の故障、災害等の理由により使用することができない場合のその旨の規定を行う。

2 ページの下段となるが、施行期日については、公布の日からとなるが、3 ページの適用区分として使用料に係る規定については平成 30 年 7 月 1 日以後の公民館使用に適用させていただく。

次に、7 ページと 8 ページには改正についての概要書を添付している。3 の対応方針

についての（３）、使用料の還付について、協議内容から記載内容をわかりやすいよう修正している。そのほか、５番として意見公募手続の結果について記載をしている。次に、９ページから１３ページについては、２月に各公民館で行った使用料等に関する説明会での配布資料である。参加者については、６館合計で４４４名であった。どの館についても同じ内容での説明を行っている。

この中で、多くのご意見をいただいている。主な意見として、使用料の条例改正に当たっては議会へ提出する前に説明が欲しかった、利用区分を時間単位に変えてほしい、使用料収入についてはどのように使われるのか、それと私たちの団体は減免になるのかなどということがあった。これらについては、引き続き公民館使用料について利用される方々にもお知らせをしていく。

続いて、１４ページからは平成２９年１２月２２日改正後の佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例、また２０ページからは現在の佐倉市立公民館の管理運営に関する規則を添付している。

今後とも積極的に公民館を利用いただくとともに、公民館使用料についても引き続き皆様のご理解、ご協力を、抽せん会やサークル懇談会等でお知らせを行っていく。

また、現在公民館では利用時間区分、午前、午後、夜間とか、そういう決まった区分がある。この変更についての検討も行っている。各公民館の施設利用区分等については、取りまとめを行い、次回、３月定例教育委員会議では現在の状況を報告させていただきたいと考えている。

説明は以上である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員１名より】

４条について、今回新しく教育委員会に申し込まなければいけないという文が加わったが、今までこれは教育委員会に申し込んでいたのではないのか。これ確認の意味で書いたのか。

【社会教育課長】

運用については、今までと様式等変わっていない。その部分を実際の状況に合わせて記載をしたという、整備したという形である。

【教育長職務代理者】

説明会の中で時間単位の使用とか自分たちのサークルは減免になるかという質問が大分あったような説明があったが、そのあたりについてはどんな方針で対処されているのか、ちょっとその辺お聞かせいただきたい。

【社会教育課長】

まず、１点目の利用区分については、現在午前、午後、夜間といった形でやっているのが中央公民館と志津公民館、臼井公民館、和田公民館である。その中で、志津公民館については４月分の使用申し込みから時間単位に変えるということになっている。中央公民館についてもそれを変更するという形になっている。あと、現在臼井公民館と和田公民館については変更に向けてのちょっと協議をしているところである。これについては、今回１時間当たりの使用料という形になるので、お使いになるサークルさんが２時間という使用の枠であれば、それに沿った形で対応ができるように変えていくという予定である。

それと、もう一点、減免の関係については、今回新たに減免の基準等を整備させていただく。それについても今後先に細かい取り扱い要綱を定めて、公民館統一して対応していきたいと考えている。

【教育長職務代理人】

ありがとうございます。利用区分、午前、午後、夜間、まずこのところでも現状においては何時から何時まで、2時間単位で切っているのか。公民館によっては9時から12時とか、そういう割とでかい区分で、その中で1時間使うところもあれば3時間使うところもあるという、どういうふうに現在になっているのか。

【社会教育課長】

例えば志津公民館を例に挙げると、現在午前が9時から12時半、午後が13時から17時、そして夜間が17時半から21時となっているところがある。それについても今後この空白の時間を除き、1時間ごとにサークルさんの利用申し込みによって対応するという形に変わっていく。もしサークルさんが午前中2時間で使いたいということであれば、9時から11時までといった使用時間に変更になるということである。

【教育長職務代理人】

逆に言うと、4時間使いたいという場合でも可能ということか。

【社会教育課長】

志津公民館の場合、利用申し込み団体がとても多いので、1日の最大使える時間数をまず抽せん会で定めて、その範囲の中でご希望の4時間なら4時間はとれるような形で対応していく。

【教育長職務代理人】

それから、もう一点、その説明会参加者の方のご意見は今重立ったのは3点ご指摘されたわけだが、全体の受けとめ方あるいは雰囲気というか、そのあたりはどうか。

【社会教育課長】

まず、第1点目は今回条例改正をしたが、できたらその前にちゃんと説明会をしてもらいたかったという、そういうお話が一番多かったと思う。その点についても私ども市民協働に関する条例の規定にのっとって行っているのだが、そこら辺について説明はしたが、してほしかったというご意見が多かったと思う。

また、今回のいろんなご意見をいただいたものについては、うちのほうで集約したものをまた公民館で掲示をしてまいりたいというふうに思っている。

あと、ちょっとお話の中でいろいろ公民館に係る経費とかもあったのだが、決算等ではあらわしているが、なかなかわかりづらいので、今後収入が幾らぐらいあって、どんな関係で費用を使っているのかという、その辺をあらわしてほしいということなので、そこら辺についても対応はしていきたいと考えている。

《議決結果》

可決

4 協議事項

(1) 佐倉教育ビジョン後期推進計画（平成28年度～平成31年度）の改訂について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：こちらについては、事業内容の変化などに対応するため、佐倉教育ビジョン後期推

進計画を改訂しようとするものである。お手元に配付している改訂概要(主な見直し点)に沿ってご説明をさせていただく。

新旧対照表とあわせて、改訂後の推進計画案をご確認いただければと思う。

なお、今回は後期推進計画としての各事業計画等を見直そうとするものなので、後期推進計画の中に含まれている大もとの教育ビジョンの記載内容については触れないこととしている。

それではまず、推進計画本文のほうの3ページから8ページ、佐倉市教育ビジョン後期推進計画事業一覧である。事業の終了、担当課の変更、事業名の変更等について必要となる追記、修正等をしている。内容については、順次説明をさせていただく。

個別事業の主な事業のみをピックアップして説明するが、最初に11ページをお願いする。11ページのナンバー5、地域性を活かした児童交流の推進の事業内容について、交流合宿に日帰りのふれあい交流会も含まれていることを明確にするため、その旨を追記したものである。

続いて、15ページ、ナンバー20、公民館主催事業の事業内容について、平成29年度で終了する佐倉・城下町400年記念事業に関し実施年度を記載することで終了していることを示そうとするものである。なお、ほかの事業においても佐倉・城下町400年記念事業に触れた部分があるが、同様の修正をしている。

同じ15ページのナンバー23、対面朗読サービスの実施については、いわゆる障害者差別解消法が施行され、障害者への合理的配慮が義務づけられたことに伴い、特別のサービスとしてではなく、通常業務として対応することとし、平成30年度以降通常業務化につき事業計画から除外した旨を注記しようとするものである。

続いて、18ページ、ナンバー31、教育センター等報告会の実施については、従前は市民学習発表会の開催という事業名となっていたが、24ページにあるナンバー14、教育センター等報告会の実施、こちらの事業に統合して、あわせて事業を実施するような形にしようとするものである。

続いて、21ページ、ナンバー1、学習状況調査の実施の事業内容及び事業展開について、小学校における外国語活動の取り組みが進んでいくことを踏まえ、平成31年度から英語に係る調査も実施するよう修正しようとするものである。

少し飛んで、27ページのナンバー21、特別支援教育の推進については、教育支援計画について記述するとともに、取り組み指標を作成校数から作成率に、目標値を37校中37校から90%へと見直している。あわせて、欄外の注釈を過去の個別計画作成数実績の記載から教育支援計画の説明に変更している。

同じく27ページのナンバー22、インクルーシブ教育システム推進事業については、所管を教育センターに移行したことから、担当課名を修正したものである。

少し飛んで41ページ、ナンバー1、小中学校施設の環境整備では、目標値を3校から4校に上方修正しようとするものである。

次に、42ページ、ナンバー6、通学路の安全確保については、取り組み指標に関し以前事務執行に係る点検評価としてのご協議をいただいた際にご意見をいただいた。この解釈により評価が異なってしまう不審者遭遇回数、こちらをよりわかりやすい事務局職員による通学路パトロール回数に見直すとともに、これに合わせた目標値に変更しようとするものである。

続いて、45ページ、ナンバー14、志津公民館の整備については、こちらは平成28年

度をもって事業が完了していることから、その旨を追記するものである。

次に、47 ページ、こちら以降は資料編となるが、児童数、生徒数、学級数の推計において現在明らかになっている数値を反映するなど、時点更新を行っている。

また、49 ページからは教育関連法律に関する記述があるが、こちらについても適宜修正を行った。

その他については、各事業の内容、表記が現状に合うよう修正を行ったものである。

なお、今回抜粋して最初に添付した改訂概要（主な見直し点）のページについては、最終的には本編の一番最後の 58 ページ以下に差し込む形となっている。

説明については以上である。

《協議事項についての質疑概要省略》

（２）平成 30 年度佐倉市教育施策について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：平成 30 年度佐倉市教育施策の（主なポイント）に沿って説明をさせていただくので、本文とあわせてごらんいただければと思う。

それでは、教育施策本文の 1 ページ目から 4 ページ目、平成 29 年度施策の主な成果についてであるが、特色のあるもの、あるいは平成 29 年度に新たに取り組んだ事項などから主なものを記載している。本文 1 ページ目中段の平成 29 年度施策の主な成果とあるすぐその下の記述であるが、平成 29 年度は佐倉教育ビジョン後期推進計画の 2 年目として 3 年後の達成目標に向けて着実かつ効果的な事業展開と教育内容の充実に取り組んだ。施策の主な成果については、次の四角い枠の中に記載している。

2 ページ目、(5)、好学チャレンジ教室、(7)、小中学校就学援助制度、(12)、心の教育相談員の増員、続く 3 ページ目では (15)、佐倉学検定の実施、その下、(16)、佐倉・城下町 400 年記念事業における最終年度としての取り組み、(17)、市民文化資産の選定、(19)、日本遺産構成文化財の施設設備の整備工事、(20)、日本遺産を活用した事業の展開、(22)、津田塾大学との連携協力に関する協定の締結、(23)、根付展開催、高円宮妃久子殿下による記念講演会、その下、(24)、普通教室への空調設備導入のための調査、続く 4 ページ、こちらでは (25)、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備に向けた基本構想・基本計画の策定、(26)、美術館消火設備の更新工事、(27)、市民音楽ホール天井改修事業である。

次に、同じく 4 ページ、平成 30 年度施策の特徴及び重点項目では、平成 30 年度の施策の主な特徴として、1 番としてインクルーシブ教育システム、少人数指導、いじめ防止対策など、きめ細かでより充実した学校教育の推進、②、公民館・図書館等による生涯学習・社会教育の振興、③、老朽化が進む社会教育施設の改修等による生涯学習、芸術文化活動のための環境整備、④、歴史文化資産と佐倉の魅力を活かした文化振興、⑤、安心・安全・良好な教育環境を確保するための学校施設等の整備の 5 点を挙げさせていたっている。

なお、平成 30 年度施策は、今後市議会において審議され、当初予算等を議決いただくことにより執行できるものであるので、現段階では教育委員会として進めたい方向性や施策を表記したものであり、予算の財源などにより事業執行できないものもあり得るということをご承知おきいただければと思う。

続いて、同じく4ページ中段からは、重点項目を記載している。(3)、確かな学力の向上、こちらでは拡充として外国人英語指導助手を増員し、英語の教科化等に向けた学習指導内容の充実を図るものである。

続いて、5ページ、こちら拡充として、小学校就学援助制度に関し新入学学用品費の入学前支給を実施する。この支給自体は、平成29年度に行うものだが、平成30年度新入生に対応しようとして行うものであるので、こちらのほうに記載をしている。

続いて、5ページ下段の(6)、新たな佐倉の魅力の発見と、芸術文化の普及では、こちら次の6ページになるが、新規の事業として国史跡指定20周年を迎える本佐倉城跡について記念事業を行うもの、同じく新規として祭礼用具修復、佐倉囃子の普及啓発等、日本遺産のブランド力の向上を図るもの、さらに旧駿河屋住宅の土地、建物取得を行うものである。

これ以降本文7ページからは教育ビジョンに基づく施策の内容として個別具体的な内容が記載されている。新規拡充事項についても記載しているが、ただいまの説明と重複していないものについてご説明する。

まず、7ページから9ページについては、表現等の変更、修正はしているが、これまでの事業を引き続き継続をしていくものである。

続いて、10ページ、研究指定校等については、現時点での予定を記載している。

続いて、12ページから13ページ、心の教育の充実では、拡充として次期学習指導要領に合わせた道徳教材及び指導案の改善を行っていく。

少し飛ぶが、17ページ、こちら歴史文化資産の保全活用では、新規として「古今佐倉真佐子」の現代語版編集作業の実施や市指定文化財北条氏勝寄進資料の修理を行っていく。

同じく17ページから18ページ、芸術・文化活動の充実については、市民音楽ホールと美術館事業の30年度予定を記載している。

同じく18ページから次の19ページ、学校の施設整備の推進について、30年度の事業予定を掲載した。

主な内容のみだが、説明は以上である。なお、教育施策本文において平成29年度教育施策から主な変更箇所にはアンダーラインを引いている。ご協議いただく平成30年度佐倉市教育施策をもって新年度スタートするため、次回、3月の教育委員会にて審議、議決をいただき、4月当初に公表、周知していきたいと考えている。

《協議事項についての質疑概要省略》

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成30年3月定例会 3月14日(水) 午後2時00分より
社会福祉センター2階会議室